

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○建築基準法による一団地の区域……………  
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

○建築基準法による道路位置の指定(二件)……………  
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………

### 告示(選)

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える数に八十万以下の場合)にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………

### 公告

○感染症指定医療機関の辞退……………

……………(保健医療局感染症対策部防疫課)……………

## 告示

### 東京都告示第四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年一月八日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区羽田空港二丁目的一部、同所 令和六年十二月二丁目一番の一部、二番、三番の一部、五日  
部、羽田空港三丁目一番の一部、三番一から同番十四まで、同番十五の一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

### 東京都告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月八日

東京都多摩建築指導事務局長

……………(保健医療局感染症対策部防疫課)……………

## 告示

### 東京都告示第六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和七年一月八日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小金井市梶野町三丁目四百十九番一及び同番二の各一部 令和六年十月十二日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所(東京都庁第二本庁舎三階中央)

### 東京都告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月八日

東京都多摩建築指導事務局長

## 告示(選)

東京都選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和七年一月八日

東京都選挙管理委員会

二二一、〇六五

●東京都選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年一月八日

東京都選挙管理委員会

一、五四四、一五二

●東京都選挙管理委員会告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に

あってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年一月八日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	18,361
中央区選挙区	49,092
港区選挙区	69,266
新宿区選挙区	91,591
文京区選挙区	62,323
台東区選挙区	58,886
墨田区選挙区	80,087
江東区選挙区	138,667
品川区選挙区	114,549
田黒区選挙区	78,568
大田区選挙区	170,647
世田谷区選挙区	195,748
渋谷区選挙区	64,494
中野区選挙区	94,938
杉並区選挙区	148,005
豊島区選挙区	77,081
北区選挙区	97,112
荒川区選挙区	57,706
板橋区選挙区	146,150
練馬区選挙区	170,348
足立区選挙区	162,141
葛飾区選挙区	128,078

江戸川区選挙区	159,642
八王子市選挙区	145,473
立川市選挙区	51,906
武蔵野市選挙区	41,477
三鷹市選挙区	52,928
青梅市選挙区	37,061
府中市選挙区	72,515
昭島市選挙区	31,751
町田市選挙区	120,547
小金井市選挙区	34,532
小平市選挙区	53,883
日野市選挙区	52,539
西東京市選挙区	57,220
西多摩選挙区	68,124
南多摩選挙区	67,489
北多摩第一選挙区	85,735
北多摩第二選挙区	57,398
北多摩第三選挙区	90,056
北多摩第四選挙区	53,534
島部選挙区	6,623

●東京都選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次の

のとおり指定した。

令和七年一月八日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

特別養護老人ホーム タ 江戸川区南葛西三丁目十番二十  
ムスさくらの杜 南葛西 一号

特別養護老人ホーム タ 江戸川区一之江二丁目十九番十  
ムスさくらの杜 一之江 二号

介護老人保健施設 秋桜 小金井市前原町四丁目四番四十  
七号

公 告

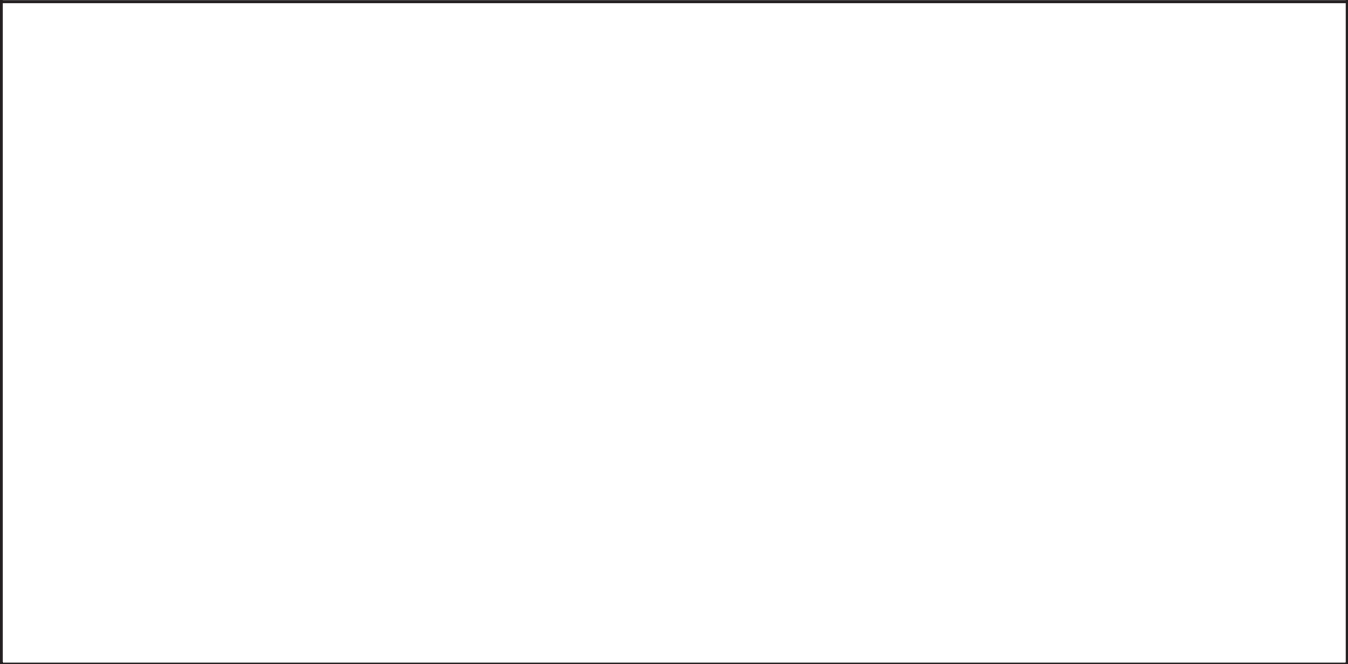
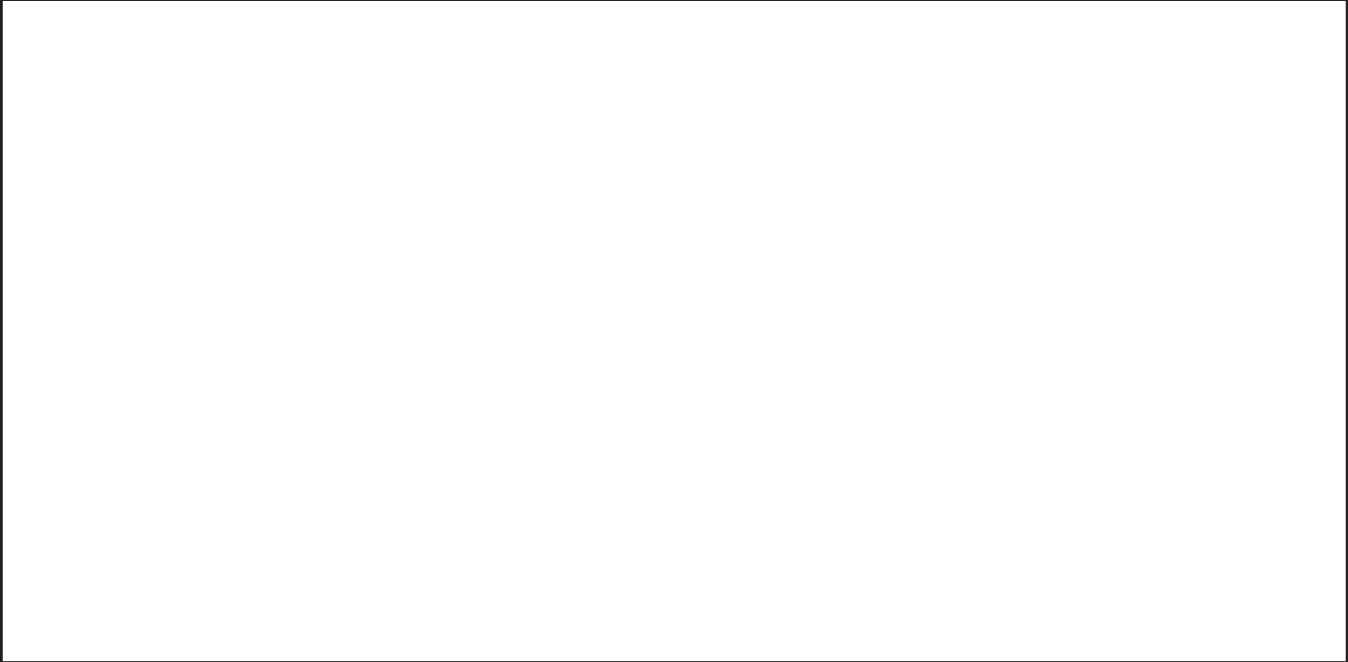
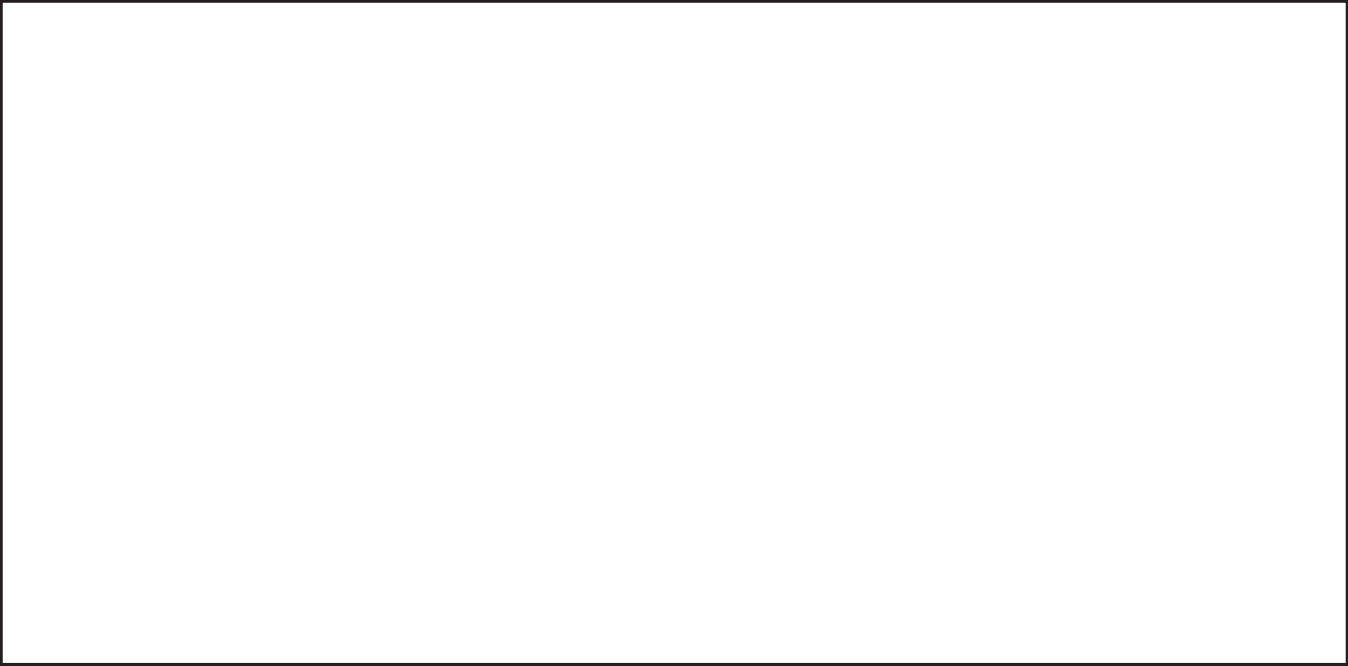
感染症指定医療機関の辞退について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法  
律（平成十年法律第百十四号）第三十八条第二項の規定に  
基づき指定した感染症指定医療機関から、次のとおり辞退  
の届出があった。

令和七年一月八日

東京都知事 小 池 百合子

指定番号	名称	種別	所在地	辞退年月日
五四五五	東京慈恵会 医科大学附 属第三病院	第二種 （結核 病床）	狛江市和泉 本町四丁目 十一番一号	令和七年三 月三十一日



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社  
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
号

郵便番号  
101-0051